

中央近代化基金「激甚災害融資」推薦申込み公募要綱

(公社)全日本トラック協会

1	激 甚 災 害 名	令和八年熊本地震	
2	公 募 推 薦 総 枠	10億円	
3	公 募 期 間	令和8年8月17日(月)～令和8年10月30日(金) ※公募期間については状況に応じて変更する場合がある。	
4	申 込 先	都道府県トラック協会(以下「地方ト協」という。)を通じて、全日本トラック協会 (以下「全ト協」という。)宛て申込み (注) 申込みは本社所在地の地方ト協に行ってください	
5	融 資 推 薦 対 象 者	令和8年8月に激甚災害に指定された上記災害による被災で、 下記(1)又は(2)のいずれかに該当する貨物自動車運送事業者、 その共同体及びその持株会社(傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達 を行う者に限る)であって、地方ト協に加入し、株式会社商工組合中央金庫 (以下「商工中金」という。)又は商工中金の代理店との取引資格がある者。 (1) 上記の災害により、事務所もしくは主要な事業資産について、全壊・半壊 その他これらに準ずる被害を受けた者。 (2) 上記の災害により運送収入又は輸送トン数について「被災後2ヶ月の実績」 又は「今後2ヶ月の見込み」が前年同期と比べ20%以上の減少が見込まれる者。	
6	融 資 推 薦 対 象 資 金	激甚災害を受けた事業者の経営安定の確保を目的とした事業の再建又は 正常な操業維持に必要な設備資金及び運転資金 (1) 設備資金 (対象となる設備) 物流施設、福利厚生施設の整備、車両・荷役機械の購入 及びその他これらに準ずるもの。 (2) 運転資金	
7	融 資 推 薦 条 件	(1) 融資限度	5千万円 (個別企業体・共同体とも)
		(2) 融資利率	取扱金融機関の所定利率による
		(3) 償還期間	10年以内 ただし、設備資金で融資対象物件の法定耐用年数が10年を 下回る場合は法定耐用年数以内(車両購入資金は5年以内)
		(4) 据置期間	償還期間のうち1年以内。
		(5) 償還方法	月賦、隔月賦、又は3か月ごとの元金均等償還(借入期間通期 にわたって一定の元金返済額)。 ただし、端数は最終償還日で調整するものとする。
		(6) 担保・保証人	取扱金融機関の定めるところによる。
8	利 子 補 給 率	①以下11項の融資推薦期限の内、第1回の取扱分の利子補給・・・年1.0% ②以下11項の融資推薦期限の内、第2回の取扱分の利子補給・・・年1.1%	
9	取 扱 金 融 機 関	商工中金の本支店及び商工中金の代理店(以下「商工中金等」という)。	

10	申 込 書 及 び 添 付 書 類	地方ト協に備えてある所定の申込書類により公募期間内に申し込んでください。 (申込必要書類は「全ト協」のホームページからもダウンロードできます)
		(1) 「融資推薦申込書」(様式1号)
		(2) 「企業要項」 個別企業用(様式2号の1) 又は 共同体用(様式2号の2)
		(3) 「事業計画書」 物流施設等用(様式3号の1) 又は 車両用(様式3号の2)
		及び見積書、注文書・注文請け書・工事請負契約書等・・・ <u>設備資金の場合(※)</u>
		*「り災・被災証明書」「被災車両の自動車税・自動車重量税に関する還付申請書」等を添付。 (公的書類がない場合には事業計画書に記載した内容がわかる写真等の資料の添付でも可)
		(4) 「激甚災害等に係る被害状況報告書」(様式6号)・・・ <u>運転資金の場合</u>
		(5) 「承諾書(激甚災害融資)」(様式4号)
		(注) 提出された書類は返却しませんので、取扱金融機関宛ての提出書類は <u>別途用意してください。</u>
11	地方ト協から全ト協 宛て融資推薦期限 (全ト協必着日)	【第1回】令和8年9月30日(水) 【第2回】 令和8年10月30日(金)
		「中央近代化基金融資推薦書」(様式8号)及び「推薦先一覧表」(様式10号の3)
		に申込み書類を添付して全ト協宛て推薦する。
12	融資推薦適否決定 通知(予定)日	【第1回】令和8年10月15日(木) 【第2回】 令和8年11月13日(金)
13	融 資 推 薦 決 定 通知書の有効期限	令和9年3月末日(中央近代化基金融資推薦適否決定通知書(様式第11号)に記載)
		融資実行がやむを得ない事情で次年度になる場合は「推薦融資有効期限延長申請書(様式15号)」 により、地方ト協を通じて全ト協宛て有効期限の延長を申し出てください。
14	商 工 中 金 等 宛 借 入 申 込 書	(1) 融資推薦決定通知を受けた場合は、「中央近代化基金融資推薦適否 通知書」の写しを添えて、商工中金等へ借入申込みを行ってください。
		(2) 決算関係書類等、審査に必要な書類については、別途商工中金等から の依頼により提出してください。(金融機関にて所定の審査があります)
		(3) 商工中金から借入を行うときは、商工中金の株主である協同組合等の 団体又はその構成員であることが必要となります。
		また、商工中金の代理店から借入を行うときは、その代理店の組合員で あることが必要となります。(これらの資格を具備していない場合は各地方ト協にご相談ください)
15	設 備 完 成 報 告 等 (設備資金の場合)	(1) 設備完成(購入)後、速やかに地方ト協を通じて設備完成(購入)報告書 (様式18号)を提出してください。(報告書記載の所定の添付書類要)
		(2) 設備完成(購入)報告がない場合には、利子補給を行いません。
		(3) 本制度を利用して購入した車両の車検証は、所有者・使用者ともに購入した 事業者の名義にする必要があります。
16	そ の 他	この要綱に定めのない事項は、全ト協の「近代化基金運営要領」及び 「中央近代化基金運営事務取扱細則」の定めるところによります。

〔対象となる激甚災害〕

政令第250号に定められた激甚災害 令和八年熊本地震